

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 44 企業結合に関する会計基準等の改正について その3

前回、前々回では「企業結合に関する会計基準（案）」（以下、公開草案とする）等について解説しましたが、平成 25 年 9 月 13 日に「企業結合に関する会計基準」及び関連する他の改正会計基準等（以下、改正会計基準とする）が公表されました。

今回の「企業結合に関する会計基準」の改正で検討されたポイントは前々回、前回で記載した以下の 5 点です。

- （1）表示科目の名称変更
- （2）子会社株式の追加取得及び一部売却等の処理の改正
- （3）取得関連費用の会計処理
- （4）暫定的な会計処理が確定した場合の取扱い
- （5）共通支配下の取引における個別財務諸表上の会計処理

改正会計基準では公開草案の内容を修正しており、（5）共通支配下の取引における個別財務諸表上の会計処理は現行の取扱いを変更しない旨が決定されました。

今回は（4）、（5）を解説します。

- （4）暫定的な会計処理が確定した場合の取扱い

暫定的な会計処理の確定が企業結合年度の翌年度に行われた場合、現行の会計基準では、企業結合年度に当該確定が行われたとしたときの損益影響額を、企業結合年度の翌年度において特別損益に計上することとされています。

改正会計基準では、暫定的な会計処理の確定が、企業結合年度ではなく企業結合年度の翌年度において行われた場合には、企業結合年度に当該確定が行われたかのように、財務諸表を作成するとされました。

この場合、企業結合年度の翌年度の財務諸表と併せて企業結合年度の財務諸表を表示する

ときには、「企業結合年度」の財務諸表に暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しの影響を反映させることとされました。

(5) 共通支配下の取引における個別財務諸表上の会計処理

公開草案において、非支配株主から、自社の株式のみを対価として追加取得する子会社株式の取得原価は、個別財務諸表上、当該子会社の適正な帳簿価額による株主資本の額に基づいて算定することと提案されていました。

しかし、改正会計基準において連結財務諸表上における非支配株主との取引の会計処理と個別財務諸表上の子会社株式の取得原価の算定とは別個の問題である等を理由として現行の取扱いを継続することとされました。

そのため、非支配株主から追加取得する子会社株式の取得原価は、これまでどおり追加取得時における当該株式の時価とその対価となる財の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価で算定します。

上記以外で公開草案から改正会計基準へと確定する際に、共通支配下の取引等の注記内容や取得関連費用の注記内容等に若干の修正が加えられましたが、それ以外で前々回及び前回解説した内容に変更はありません。

また、適用時期も原則として平成 27 年 4 月 1 日以後開始する事業年度からと変更はありません。

(2013/9/24 号より)